

日本の初期社会主義 (2)

佐々木 敏^{*} 二

今回は(1)明六社同人の社会主義紹介(2)「欧洲社会党論」の勃興と論争(3)国会開設請願運動と社会党論の援用(4)「東洋社会党」論と朝野新聞「論欧洲社会党」という順序で明治10年代の社会主義思想の紹介、自由民権運動のための援用、理解の深化の過程を論じた。社会主義思想の理解という点では朝野新聞の「論欧洲社会党」でかなりの程度に達している。しかしこの思想の理解は、当時の自由民権運動とは直接結びつきはしなかった。社会主義思想がわが国の民衆の運動の理論となるためには、その思想の担い手たるべきプロレタリアートが形成される必要があった。

明治20年代とは、わが国においてプロレタリアートの問題が現実におこってくる時期である。明治20年という年は、すでに政府の容赦ない弾圧によって中農・貧農を中心とする農民蜂起が潰滅したあとである。松方財政の強行によって没落・窮貧化をよぎなくされた農民は、徴兵令廃止、地租軽減、諸税廃止、小作料一時免除、借金40年賦などの経済的要求を、専制政府顛覆、自由政府樹立、衆庶平等、天賦の自由と幸福などの政治的要求と結びつけ、秩父事件、飯田事件、名古屋事件など一連の農民闘争を展開したが、農民はそれによってなにも一つ要求を認められることなく、徹底的弾圧によって屈服され、かえって農民の窮迫と土地収奪がすすみ、貧農は農村をはなれ、都市に貧民として流出する以外に生きる道がなくなった。明治20年代とは、この都市にふきよせられた貧民の問題が、最初は貧民問題として、ついで職人・職工問題、労働問題としてあらわれ、やがて労働者階級独自の解放の理論と運動を展開しはじめるにいたる時期である。その意味では、明治20年代はむしろ社会問題論の時代といえる。その主張は当時の進歩的総合雑誌である徳富蘇峰の『国民之友』に代表される。また日清戦争後の労働組合結成の動きとともに社会主義思想が積極的に研究、紹介される時期が来るが、その主張はキリスト教社会主義者が論陣をはった『六合雑誌』に代表される。『国民之友』が創刊されたのは明治20年2月であり、その廃刊は「社会主義研究会」の設立の2カ月前明治31年8月である。それゆえ今回はこの『国民之友』の主張を中軸におきながら、(1)明治23・4年の植村正久の雑誌『日本評論』の主張、(2)単行本としては石谷齊蔵『社会党瑣聞』(24年)、斯波貞吉『国家的社会論』(25年)、民友社『現時之社会主義』(26年)など、

* ささき としじ 山宣資料研究室室長

(3)日清戦争期の社会主義・社会問題論, (4)明治29年以降の『六合雑誌』の社会主義論を論じてみたい。(『国民之友』に関する詳論は拙稿「国民之友における社会問題論」同志社大人文研『キリスト教社会問題研究』第18号を参照されたい。)

(1) 『国民之友』と『日本評論』

民友社主徳富蘇峰が政治的自由と経済的平等と基督教的道徳を基本とした平民主義の立場から『国民之友』を創刊したのは、農民、都市貧民が悲惨な生活を送っているのに鹿鳴館では舞踏会がくりかえされているという明治20年2月のことである。蘇峰は「創刊の辞」で「吾人が目的とする所は人民全体の幸福と利益とに在る」として、貧富懸隔、財産分配不平等の問題をも「国民」の「友」という姿勢から積極的にとりあげる姿勢を示した。しかし実際に発行された『国民之友』では、ヘンリー・ジョージ「人の権理」(1・3号) 島田三郎「平民社会の責任」(2号)「独逸新国会の組織」(3号)「米人楽しき乎」(6号) I・H「社会不平等の現象」(9号) 杉浦空心「地方人民の困難」(13号)「米国現今の政治及社会上の形勢」(14号)などで、欧米の労働問題やわが国の貧民問題を論じてはいるが、社説で社会問題を取りあげたことはなかった。社説で社会問題を取りあげた最初のもは明治23年1月の69号「平民運動の新現象」である。そこでは「古は少数の強者、弱者を圧倒せり、現今は多数の弱者、少数の強者に抵抗し、之と並行を得、若くば之を圧倒せんとする者あり」として、議会の多数決、選挙権の拡張、労役者の代表の議会への進出などを弱者の権のあらわれであると説き、また前年のロンドン、テムズ河畔の船渠労働者の数週間におよぶストライキが弱者結合の勝利の実例であると高く評価している。しかしこの社説自体は7月1日・第1回衆議院議員選挙を念頭において記されたものであり、その主張の重点は、民友社の主張する平民主義の担い手、政商的資本保護政策のもとで苦しめられてきた「田舎紳士」層の要求が、国会開設によって政治に反映するようになることを説くことにあった。それゆえ英国の労働者のストライキを評価しながらも、「吾人は我国民に向って、罷工同盟を奨励する者に非ず」とのべ、労働者の団結を訴えることもなく、弱者の権の行使を国会の方向にのみ限定しようとするものであった。『国民之友』が貧民問題、労働者問題を真正面からとりあげるようになるのは同年5月3日の81号以降のことである。

この頃わが国では、明治21年6月には九州の高島炭坑坑夫虐待事件が問題となり、明治22年には、失敗したとはいえ、鉄工同盟進工会の組織づくり、大阪天満紡績の同盟罷工、佐久間貞一の秀英舎印刷工組合結成の努力など労働者問題がおこりはじめていた。しかも前年22年末からの恐慌で農民、都市貧民の生活は飢餓同然の状態に追いこめられた。

このような時、明治23年3月8日、植村正久が『日本評論』を『国民之友』の対抗誌とする意図で発行した。植村は創刊号の「日本評論の発行」の中で「文明の利器日に開け、機械の用月に進む、此際資本と労力の関係は之を如何に統制して可なりや、貧富の懸隔は之を如何に料理すべきや」と貧民問題、労働者問題を積極的にとりあげる態度を示し「日本評論の政治主義は、自由進歩の方向に在り、力を尽して平民の友たるに在り」とその姿勢を表明している。そしてその表明のごとく積極的に社会問題を取りあげている。創刊号の「利益配分法」では、現代文明を破壊するものは労資の不調和であり、過激な社会主義の提唱も、英国議会での8時間労働制の論議も、ビスマルクの国家社会主義的政策の採用もみなこの労資の不調和に由来することを論じ、わが国でも早晚労資の対立が生ずることをのべ、その予防策として養老年金、生命保険、徒弟学校、職工住宅などをあげ、労資問題調和策の研究を識者に訴えている。同号時事欄では米価の騰貴、貧民の苦境を紹介し、貧民救済を志士仁人に訴え、政府に経済政策の転換を求めている。2号(23・3・22)社説「社会に大勢力ありし3小説」ではスタウ夫人の『アンクル・トムス・ケビン』ベサントの『人類の千状万態』ペラミイの『ルッキング・バックワルド』をとりあげ、黒人奴隷廃止問題、ロンドンの貧民救済事業、アメリカの国民党誕生の基盤を説き、欧米の貧民の惨状からすると社会党の起るのは偶然でないと論じている。3号(4・12)社説「政治に関する管見(上)個人主義と社会主義」では、日本のように封建主義から自由主義に変わろうとする国では個人主義を強調することは必要であろうが、ミル、スペンサーによって代表されるマンチェスター学派の個人主義は一方に偏しすぎたもので、今日の欧米の貧富の懸隔、労資の対立がみなこの「邪説の跋扈に起因」するものであると論じ、社会主義はこの弊害を克服しようとする変化の前兆であるとのべ、独逸の国民強制保険、議会への社会党議員の進出、米国の国民党の政策、英国の労働者保護条例などを弊害克服の努力の具体的なあらわれであると評価している。そしてわが国の問題としては、「愛国公党、自由党、其他自由進歩の諸党派が……社会主義国家主義の粹を抜きて之を其の綱領に加へなば其の党勢更に振興するものあらん」と自由民権諸派が貧民問題、労働問題解決のための社会主義政策を持つべきだという主張を展開している。同号時事欄「労働問題」では独逸皇帝の提唱した列国労働問題会議の議題を報じ、近年各国政府が労働者保護政策をとりはじめたことを「平民主義の為に之を喜ぶ」と記している。また4号(4・26)には呉文聰の「貧困及び不道德の原因」、棟居岐峰の「社会と一個人の不調和」をのせている。ともに自由主義経済のもたらした弊害を強く批判したものである。

以上見てきたように『日本評論』は創刊以来積極的に貧民問題、労働者問題を取りあげ社会主義的政策の採用を説いている。勿論ここでの社会主義は、今日の社

会主義政党の主張する社会主義ではなく、社会政策というべきものであるが、『日本評論』のこのような主張が、まだ『国民之友』が社会問題を積極的にとりあげる以前に展開されたことは、特に注目しておく必要がある。

一方『国民之友』は5月3日の81号にいたって、社説「配財上の一変動」、特別寄書酒井雄三郎「社会問題(巴里通信)」、時事欄「小作人同盟の解散」「社会問題の端」をのせ、意欲的に社会問題を論じはじめる。社説では官金救恤受給者の増加、被選挙権・選挙権有資格者の減少をあげ、貧富の差の激化を論じ、政治家、宗教家、慈善家に社会問題解決への着手を要望している。しかしその姿勢は『日本評論』よりも弱いものである。重要な意味を持つのはむしろ、81号から83号に連載された酒井雄三郎の「社会問題」である。これは農商務省囑託となりパリ万国博覧会の事務官として渡仏していた酒井が、3月15～30日に開催される独逸皇帝提唱の列国労働問題会議の開催までの事情、問題の所在などを中心に欧米各国の社会運動の状況を紹介し、将来のわが国での社会問題対策への警告を与えているものである。酒井は自分は社会主義に同意を表するものではないとことわっているが、欧米の現実をできるだけ正確に把握しようとし、「若し欧洲諸国の人民が今日に至るまで保有し来れる社会の秩序と制度とは将来何物か其根底よりして顛覆破壊すべき者ありとせば、是れ……社会の最下層を潜行して日々其封域を開拓する社会主義其物に外ならざるべし」と断じ、独逸の社会党議員の増加、万国社会党会議での労働時間短縮の決議、ベルリンでの列国会議などを詳細に紹介し、わが国でも資本主義産業の発達とともに必然的に労資の対立の激化を生じ、社会主義運動をひきおこすことを予告している。その対策としては、労働者に自主自治の思想を持たせ、相互扶助の義務を教え、教養をたかめ、儉勤貯蓄の習慣を養うとともに、協同組合や養老年金制度を設けることを説いている。

酒井はひきつづき第二信「社会党の運動」(88号7・13)第3信「5月1日の社会主義運動会に就て」(89号・7・22)を送ってきているが、ともに前年の第2インターナショナルの大会決議にもとづいて行なわれた第1回の国際的メーデーに関する通信である。前者では酒井が直接見聞したパリのメーデーの状況や各国の様子を伝え、後者ではこの年のメーデーのスローガンであった8時間労働制、最低賃金制、婦女子の夜間労働禁止などの問題を報道している。酒井は各国の条件を無視して画一的に全世界共通に8時間労働制を法律で決めることには反対しているが、労働時間短縮、賃金引上げの闘争を労働者の権利として認め、さらに「場合に由ては、同業相謀りて同盟罷工を為し——乱暴を行ひ、騒動を起すことなく——雇主をして其請求を容るの已むを得ざるに至らしむるも亦た甚だ可なり」と同盟罷工権をも認めている。そして全国あけて第1回衆議院議員選挙に没頭しているであろう日本国

民に対し、労働者には「盛んに自由の団結より成れる協会又は組合の類を設けて相共に同業の利益を防衛し、以て雇主の専横に備へ」るように忠告し、世の博愛慈仁の君子には「能く自ら奮ふて労役者の味方となり、誘掖指導怠ること」のないようにとの要請をしている。この一連の酒井の巴里通信は『国民之友』の社会問題に対する態度に強い影響を与えた。

93号(23・9・3)時事欄「労役者の組合」では、「労役者として組合の設なき者は、速かに之を設ざる可からず」と労働組合結成の必要を説き、賃金、労働条件の改善のための運動を奨励している。この主張は95号(9・23)社説「労働者の声」でさらに徹底した形で展開される。そこでは、労働者の地位の向上のための方法として同業組合と共同会社をあげ、わが国の労働者にも組合結成の必要を説くとともに「一旦事ある時に於ては、其同業団結して、罷工同盟を為すの用意を為すべし」と論じている。それとともに労働組合結成を労働者のみに任せることなく、「真に平民の友となり、殊に労役者の友となる者あらば、願くば……労役者の為に其道を開かんことを忠告す」と志士仁人に訴えている。

『国民之友』が酒井の巴里通信に導かれながら労働組合結成を説くようになる時期、『日本評論』は5号(5・10)6号(5・24)にR・T・イリーの French and German Socialism in Modern Times にもとづき「社会主義の主唱者セン・シモン」のをせ、サン・シモンの略伝と思想の紹介をしている。しかし『日本評論』の論説の主題はむしろ貧民問題におかれ、6, 9, 10号の棟居岐峰の「貧民論」はその代表的なものであり、貧民、失業者の発生を自由主義経済そのものに求め、貧民救済の責任を負うべきものは自由主義経済で利益を占めた者、つまり資本家階級であることを説いている。岐峰の提起する具体的解決策は貧民救済、労働者保護の法律制定と経済政策の実施である。『日本評論』の姿勢は、恐慌と米騒動のさなか、生活苦にあえいでいる貧民の問題をとりあげ、その生ずる原因を論じ、対策を追究しようというものである。7号(6・14)時事欄「貧民の救助」で「今や我同胞滔々として饑渴に陥らんとす、此時に当り冷き議論は無用なり、余裕あるものは片時も速に之が救済に尽力すべき筈なり」とのべ、「我政府人民たるもの何ぞ屑々たる小刀細工を止めて、我労働者のために万世不動の基礎を置くことに尽力せざるか」と論じる姿勢が、『日本評論』の姿勢そのものである。14号(9・27)の棟居岐峰の「労働者保護論」、16号(10・25)T・K「労働組合論」は『国民之友』社説「労働者の声」に対抗して記されたもので、ともに労働者保護政策の実施を要求するものである。特に後者は『国民之友』の主張する労働組合結成の奨励は、わが国では時期尚早であると論ずる。その理由としてわが国では欧米に比して貧富の懸隔が極端でないこと、労資間に家族的美風があることをあげ、「吾儕は今日に於てト

レードユニオンの如き設くるの必要を見ざるなり。敵なきに矢を放つ、智者の爲すべき所ならんや」と説く。そして労資の問題を、鉄道電信の国有化、税制の通加法、遺産相続の制限、職工養老保険の制定などの社会政策によって、軋轢の激化する前にふせごうというものである。このような立場から、17号「日耳曼鎮圧時代の終焉」、18号「社会主義」、20号「現今社会党の勢力」、24号「社会的民政主義の理想」などの記事で、独逸政府の労働者保護政策の採用が社会党の勢力拡大を抑制する役割をはたしていること強調している。『日本評論』には「社会主義」という言葉が多く見られるが、それは労働者階級の自覚的解放運動としての社会主義、社会党の運動ではなく、社会党の過激な運動の展開を未然におさえることを目的とした社会政策をさすものである。

『国民之友』では「社会主義」という言葉が積極的に使われてはいないが、労働者の自覚、労働組合の結成、同盟罷工権の承認などの主張、欧米の社会党の運動の積極的紹介のなかに、社会主義の暗黙の肯定の姿勢を見ることができる。

他方明治23年の『六合雑誌』は113号（5月）に池本吉治の「曼国社会党の起原及其現状」114・5号（6・7月）に北海居士の「作業社会と基督教」をのせているが、前者は外国の新聞の纂訳であり、しかもマルクスの思想は婚姻制を廃し家庭を破壊するものであると紹介するほどのひどいものであり、後者は、社会政策を説くとともに、「経済的作業的の生活をして道德の原素、宗教の感化を受けしめ以て其活動を円満ならしむること」を説くものであり、『国民之友』『日本評論』の主張に比較しえない低次元のものである。

翌明治24年1月には東京府下石工が同盟罷工をし日当の値上げに成功するや『国民之友』は109号時事欄で、その勝利に讃辞をおくるとともに、石工の闘いを援助するものが皆無であったことを慨嘆している。メーデーの時期になると再び酒井の海外通信「5月1日及び総拳同盟罷工」が送られ、122・3号（6・23、7・3）に連載されている。これはベルギー、ブリッセルからの通信で、第2回の国際的メーデーの状況とベルギー炭坑夫の総同盟罷工を紹介したものである。そのなかで酒井は「労役者果して一たび総拳同盟罷工を決行せんか、是れ彼等一個の階級を以て、全社会に存立する余他の階級を相手に、殆んど天下分け目の大決戦を開けるなり。幸にして勝たんか、彼等は一挙能く敵を塵にし、その後ちば社会の全権を挙げて彼等の掌中に帰すること、恰も仏国大革命に於て彼の第三族が能く僧侶、貴族を圧倒して、政権の全権を掌握せるが如くならん」と、総同盟罷工が労働者階級の資本家打倒のための最後の闘争手段であることを論じ、それゆえ必勝を期しうだけの準備と訓練の必要を説いている。酒井は労働者の団結権、同盟罷工権を認め、革命につながる総同盟罷工をも認めるとともに、労働者に対する政府の弾圧に真向から反対

し、「動乱騒擾の発するは必ず政権の干渉苛厳に過ぐる仏国又は伊国の如き所に於てし、絶へて放任自由を旨とする英国の如き所に於てせず。国を治むる者、亦視て其の由る所を採択する可なり」と、治安警察に重きをおくわが国政府に警告を発している。

また10月31日から11月27日の『国民新聞』に掲載された酒井の「列国社会党会議」は8月16日からブリッセルで開かれた第2インターナショナルの大会傍聴記である。酒井は社会主義に同意する者でないことをくりかえしことわりながらも、「彼れ社会党も亦必然已むを得ざるより起りて、今は欧洲列国の社会に儼然たる一個の大勢力と為り、苟も列国の形勢を談ずるに当ては、遂に此の勢力を算外に措くこと能はざるは、何かに其説を非とする者と雖も亦之を識認せざるを得ず。而して既に一たび之を識認するときは、徒らに其説を繆戾なりとして、之を論斥するのみにて足るべきに非ず。平虚に彼の論議する所を聞き、其現今社会の制度に対して非難を加ふる諸件を按検し、其の組織の方法を探究し、其党勢の強弱を揣測し、其各地各邦の黨員が離合聚散する状況を観察し、場合に由りては之と旗鼓相對して戦を交ゆることを辞す可らずと雖ども、若し能くすべくんばその社会党を生ずるの已むを得ざるに至りたる禍根を求めて、之を未然に防制するの策を講せざる可らず。恰も好し、今通信者在留の地に列国社会党会議の開くるに遭ひ、以上の件々を攻究するには、又となき機会を通信者に与へたり」と執筆の事情を記している。酒井は会議そのものについて記す前に、1847年以来の列国社会党の団結への歩みを詳細に紹介し、第1インターナショナルの歴史、第2インターナショナル結成の次第をのべ、今大会に出席した16カ国387名の出席者の主な顔ぶれと各国の情勢を紹介している。最後に4日間の会議の模様を丁寧な報じている。そのなかで酒井は英国のトレード・ユニオンが29名の代議員を派遣したことに特に注目し、「此の組合は今に至るまで、常に挺然として列国労役団体の表に屹立し、絶へて大陸社会党の運動に与みして、其急潮激浪の中に陷るの患あらざりしに、今や一朝にして其因襲の特性を抛ちて、自家労役の私事に政権の干渉を仰ぐを必要なりとし、進で社会党の会議に参同せしに至ては、其是非得失は姑く措き、要するに常に、放任自由の宗道を以て目せられたる英国に至るまで、亦漸く社会主義の侵略する所たるを免れざるの致す所にして、其参同は大陸社会党の爲め一大強援を与へたる者と謂はざるべからず」とのべている。

『国民之友』は139号(12・13)社説「平民主義第二着の勝利」で、ブルジョア革命を平民主義第一着の勝利であり、労働者階級がブルジョアジーに勝利することを平民主義第二着の勝利であるとのべ、欧米ではその勝利の徴候がすでにあらわれていると論じている。しかしこの第二着の勝利は労働者階級の生長によるものであ

り、「我邦の如きは、今日に至りて、漸く富の光輝を放ち来らんとす……如何に国勢に向て鉄鞭を加ゆるも、進歩の大理は、順序の踐行を看過する能はず。然らば此勝利は、我邦に於ては、将来に於ける勝利として、予じめ之を待ち設く可きのみ」と論じている。酒井の通信の姿勢と『国民之友』の姿勢との間にはなお相当のへだたりがある。民友社みずからが労働組合の結成に手をかすとか、社会問題解決の具体的な手をうつとかということとはまったくなかった。

一方明治24年の『日本評論』には社会問題、労働問題をあつかった論説はまったくなくなり、海外思潮欄でR・T・イリー外の人々の社会主義に関する論説を紹介しているだけになる。前年社会政策を要望する主張を展開した『日本評論』の姿勢が急変した事情としては、第1回帝国議会で大江卓、片岡健吉らの寝返りで民党の足並みがぐずれるなど、民党が社会政策の担い手として期待できなくなったこと、今一つは内村鑑三の「不敬事件」に抗議した植村は『福音週報』の発禁という弾圧をうけ、信教の自由さえ認めない政府に対して不信を強めたこと、などが考えられる。そして現実の政治への不信が、むしろ理想社会としての社会主義社会の紹介となっていると考えられる。26号（3月）のR・T・イリーの「近世社会主義」にはじまる社会主義の紹介をする意義について記者は、「抑々社会主義を以て破壊的の議論となすは是れ未だ其の堂奥を窺はざるものなり。……今日の社会主義は……議論着実公正、漸を追ふて社会改造の偉業を永遠に期するものなるをや」とのべている。本文では、基督教と社会主義は人類の幸福、貧民階級の扶助という目的は同一であること、社会主義が夫婦の倫理を紊乱するという俗説は誤りであること、社会主義者を犯罪者と同一視する俗説があるが社会主義は社会変革によって犯罪をなくしようとしていることなどを論じている。27号（4月）「近世社会主義の精神」では、社会主義を財産平均論と解する俗論に対し「嗚呼是れ猶ほ藁人形を製り置き、之を打ち倒して快と為すがごとき」愚論であるとし、社会主義は生産手段の共有により人民の利益を図ろうとするものであることを説いている。28号（4月）「社会主義の精神」では、社会主義が一切の私有財産を認めないという俗論に対し、生産手段以外の私有は当然認められることを説く。30号（5月）「社会主義と他の社会改革説との対照」では、フェビアン協会、米国民党などの主張を紹介し、31・2号（6月）「社会主義の強堅」では、社会主義に反対する二つの態度、資本主義社会の制度が改革を必要としないほど完全であるとする立場（皆善主義）と、現制度の弊害が恐るべきものであることを認めながらも改革の望がないとする立場（皆悪主義）があることをあげ、皆善主義者は改革によって自己の利益を失う資本家であり、「社会の進歩を妨碍する者は常に富裕なる皆善主義の徒」とであると断定し、この皆善主義者が社会悪の現実を指摘され、救済策を求められると皆悪主義者に急変

すると論じている。また社会主義社会では利潤追求の競争がないので進歩がないとする俗論に対しては、名誉、知識欲などの競争が行なわれることをのべ、日々のパンを求める競争のなくなることを高く評価している。そして社会主義社会が倫理的にすぐれていることをのべ「苟くも之を建設することを得るの望あらば、吾人豈に鞠躬之を得んことを務めずして可ならんや」とその実現への希望をのべている。35号（9月）ではスカッデル女史の論文によって「精神上の進歩及び社会主義」をのせ、社会主義は人を怠情にするという俗論に対し、学問探検発明発見などをあげ、金銭のみが勤労の原動力でないことを説き、社会主義社会においてこそ人間の精神の全面的開花が可能であることを論じている。しかしこのような社会主義の紹介もこの35号で終りを告げる。植村が民党のなかで最後まで頼りにしていた板垣の自由党が10月15日の大会で「社会主義は我党の自由主義と相戾るなり」と宣言するにいたって、植村がわが国の政治に期待するものはなくなったのであろう。創刊号以来毎号続いていた時事欄も37号（11月）よりははぶかれることが多くなり、その後議會政治不信、政党不信を時々設けていた時事欄も翌明治25年7月の第3回帝國議會終了後の45号で消えてしまう。

この『日本評論』から社会主義思想の紹介すら消えてしまう頃、農商務相陸奥宗光が職工条例制定の可否を各地の商工会議所に諮問したことを契機として、『国民之友』では130・1号（9月）添田寿一の「工場条例の必要」、133号（10月）金井延の「職工条例を論じ併せて添田寿一氏の工場条例の必要を論ずるを評す」をのせ、また『六合雜誌』は128・9号（8・9月）金井延の「窮民救助策を講ずるの必要」、131・2・3号（11・12、25・1）伴直之助「金井法学士の窮民救助策を批評して本問題の講究に及ぶ」をのせ、ともに貧民救助、労働者保護の社会政策の必要を論じはじめている。『国民之友』は157号（25・6）社説に「社会立法の時代」をかけた、「今の圧制者は我に命じて、過度の労働を為すにあらざんば、賃金を与えず、筋骨を砕きて働かずんばパンを与えずと云ふ。……吾人は今の立法家の余りに多く強者、資本にのみ味方して、弱者、勞力の味方たらず」と批判し、礦業条例、職工条例、小作条例、職工養老年金など社会立法の必要を説き、「誰か憤然として起って社会立法の時代を來すに尽力せざるを得んや」と訴えている。かつて『日本評論』が展開した社会政策論の主張は『国民之友』が主張するようになった。『国民新聞』明治25年7月27日の社説「政治上に於ける社会主義」は、社会主義を「志士仁人の熱情より選出した靈血」とであると論じ、社会主義の政治上にあらわれたものが、無月謝教育、所得税通加法、選挙権拡張、労働者保険法、職工条例、婦人・老人・幼者の労働諸取締法、養老院、教育院などであるとし、社会政策の積極的実施を要求する主張をしている。8月になり東京深川の左官数百名の同盟罷工、東京煉瓦積職

工の同盟罷工が勝利すると、169号(10・13)社説「社会問題の新潮」でそれととりあげ、わが国でも社会問題が本格化する時代が到来したととらえ、「職工と雇主との軌轢は、欧米風の輸入病にあらずして、寧ろ社会発達の結果に外ならざる也」と日本経済の資本主義化の過程の必然的所産とうけとめ、同盟罷工の続発を予想し、「新たに社会問題研究会を組織すべき」であると説いている。

11月19日には、自由党左派の佐藤勇作、大道和一、上野岩太郎らと中江兆民門下の酒井雄三郎、小島竜太郎らによって「社会問題研究会」が組織された。しかし自由党主流の社会主義否認の方針の圧力をうけ、間もなく自然解散になった。しかしこの頃になると社会問題に関する論議が各方面で行なわれるようになり、『法学協会雑誌』11月号にボアソナードが『日本に於ける労働問題』のをせ、12月号から翌26年2月号で金井延が「ボアソナード氏の経済論を評す」で反論を展開した。『国民之友』171号のボアソナードの同名の論説と178号180号の金井延の「日本に於ける労働問題」という論説は『法学協会雑誌』の論文の要約のごときものである。ボアソナードは労働者の団結権、同盟罷工権を認めるが、労働時間などの問題に政府が干渉することを否定する。金井は労働者自身の力による労働問題の解決を否定し、労資の対立が激化する以前に社会政策によって防ぐべきだと主張し、「同盟罷工の如き害毒を予防」することが労働問題研究の目的であるとしている。『国民之友』の姿勢は、ボアソナードとも金井とも異なり、労働者の団結権、同盟罷工権を認め、^{ボアソナード}聯合追放に反対するとともに、労働条件の改善のために職工条例、工場条例の制定を要求し、各種の労働者保護政策を求めるものであった。その主張は『国民之友』171号「大同盟罷工の歴史は何を教ゆるか」、『国民新聞』社説「労働問題」(25・12・8)「工場の立法」(25・12・25)に明瞭に示されている。

この時期になって一気にもありあがってきた労働問題への取組みも、東洋自由党系の日本労働協会の活動の失敗、社会問題研究会の自然消滅、自由党各派の地主・ブルジョア政党化という事態の変化のなかで、明治26年に入るとまったく低調になってしまう。そして日清戦争後に再び労働問題が論ぜられるようになるが、その時には『国民之友』はその指導的地位から脱落してしまっている。

(2) 『社会党瑣聞』『国家的社会論』『現時之社会主義』

『社会党瑣聞』(『明治文化全集第15巻』)は明治24年3月10日発行、4・6版184頁の小冊子で、著述兼発行者は三重県平民石谷齊蔵、印刷所は秀英舎である。全体は15章から成り、(1)貧民(2)貧困(3)貧民救助と慈善心(4)同盟罷工(5)器械の発明は文明を益するに足らず(6)クウペレーション(7)欧州社会党主義の梗概(8)社会党用語の解釈(9)近世社会党の主義(10)社会党の萌芽並其沿革(11)米国の社会党(12)仏国社会党員の略伝(13)英国

社会党员ロバート・ラーエン氏並に其主義の政社(4)日耳曼社会党员の略伝(5)近時日耳曼に於ける社会党の勢力がその目次である。第1章において、現代における貧民、労働者は資本家の富を増すための機械動物であり、今日ほど貧富の懸隔の甚しい時はないとし、社会党共産党の現出するも無理はないとのべている。そしてわが国の問題としては井上毅の言葉を引用し、「日本の如きは慈善の事業更に挙げざるも、幸にして貧富の懸隔未だ甚しからず、且貧民に教育乏しければ未だ社会党の発生を見ずと雖も、今日に於て大に警戒する所なかるべからず。夫れ貧富の懸隔は文明に赴くに従ひ競争の結果より必然生すべき理なれば、国家は社会を保持する義務として貧民救助の事に力を尽さざるべからず。況んや日本の如き宗教に冷淡なる国にして、孔孟道徳の説既に地に落ち、民心日に輕薄に流るるの今日に於てをや」とのべている。第3章では貧民救助と慈善事業の古今東西の事例をあげそれなりに評価しながらも、現代の貧民問題、労働問題の根本的解決にならないことを論じ、第4章では同盟罷工は労働者がみずからの生活を守るためのやむをえざる手段であるだけでなく、単に賃金引上げという面だけでなく、労働者に自重、自助、互信の精神を自覚させ、雇主に労働者を恐れ尊敬する気持をおこさる意味でも認めらるべきだと説いている。しかし第7章以下の社会党に関する論述はR・T・イリーの French and German Socialism にもとづいているといわれるが用語に適切をかくものが多いえに、文章が難解であり、その思想の理解がどの程度であったかは疑問がある。しかし古代の社会主義思想にはじまり、近世にいたってはサン・シモン、フーリエ、ロバート・オーエン、ロドベルツ、マルクス、ラッサールなどほとんどの主な社会主義者の略伝を割に詳細に紹介している。しかし社会主義思想そのもの、社会党の主義主張そのものの紹介は少ない。この点では明治15年の朝野新聞の「論欧洲社会党」の方がはるかにすぐれているといえる。

『国家的社会論』(『明治文化全集第15巻』)は明治25年10月27日東京富山房から出版された4・6版108頁の小冊子であり、著者斯波貞吉は後に万朝報に勤め幸徳秋水、堺利彦らと交り、『週刊平民新聞』の英文欄を担当したこともある人物である。斯波は執筆の意図を、「社会主義ノ独乙ニ在リテ盛ニ行ハルハ余ノ夙ニ聞知セシ所ナルガ、英国民ガ如何ニ之ヲ注目セルヤ否ハ未ダ之ヲ知ル能ハザリキ。其後英国ニ渡航シ、一日倫敦府ノミニテ社会党ノ会合九十余箇所ニ及ベルヲ聞キ、其勢力ノ強大ナルニ喫驚シ……尋ネテ之ヲ講究スルニ從ヒテ益其有益ナルヲ解シ、其世人ヲ感激セシムニ足ルモノアルヲ発見」し、「社会主義ノ世ヲ裨益スルハ尠少ナラズト信ズルヲ以テ、一書ヲ著シ之ヲ公ニセン事ヲ欲スル」ものであるとのべている。そして参考文献として英独仏の文献51点をあげている。そこにはマルクス、エンゲルス、ラッサールの原書をはじめR・T・イリー、W・H・ドーソン、S・ウェップなど

の文献があり、今日でも読むに価するものが多い。全体は13章より成り、(1)社会主義の歴史(2)諸種の社会主義(3)真正社会主義及国家的社会主義(4)日本に国家的社会主義の必要な所以(5)虚無党は社会主義なりや(6)社会主義と土地(7)社会主義と労働(8)労働上の制限(9)労働者の保険(10)政府の取る可き生産事業(11)租税論(12)諸種の社会組織(13)結論というものである。第1章、第2章で社会主義の歴史と諸類型についてのべている論述は簡単なものであるが、その用語、内容において『社会党瑣聞』よりすぐれている。斯波は空想的社会主義とマルクス主義を区別し、現代の社会主義の主流はマルクス主義すなわち真正社会主義であるとしている。しかし真正社会主義はその目的とするところは世人の称賛をうるに価するものであるが、実行する上に幾多の問題があるとして、国家的社会主義を採っている。斯波によると、国家的社会主義とは「目的ハ各人ノ生活ヲシテ成ル可ク平等ニ近カラシメン事ヲ欲スルモノニシテ、併モ之ガ為ニ国体ニ違フ如キ事ヲナサズ国民ノ風俗習慣ニ反ク事ナク、人ノ財産ヲ毀損スル事ナク、而シテ生産ノ進歩ヲ第一トシテ国家ノ発達ヲ計ルモノ」である。要するに「国利民福ヲ増進セン」とする善政としてとらえている。それゆえに第4章において、「富ハ生産ノ隆盛ヲ極ムルニ由リテ生ズルモノナリ。而シテ国家的社会主義ハ生産ノ進歩ヲ主トシテ国家ノ発達ヲ計ルモノナルヲ以テ、我国ノ隆盛ヲ計ルニ此主義ニ由ラズシテ可ナランヤ」と、わが国の富国強兵の土台として国家的社会主義を要求している。第6章においては農民の貧苦を救済する手段として土地の国有化を主張し、第7章においては労働者の救済のために労働組合を奨励しながらも、第8章では労働時間の制限、日曜休業などを否定している。第11章では累進税を主張し、相続税重税などを主張しているが、第12章で政党問題に関しては、わが国の民党についてさえ、「彼等ハ国体ヲ変更セント欲スルモノニ非ズヤ。国体ヲ変更セントスルモノハ国賊ナリ、余輩何ゾ彼等ニ賛同スル事ヲ得ン」と否認している。欧米の社会主義についての理解とわが国における問題のとらえ方との間に多くの矛盾と混乱があり、一貫性にかけている。しかし一人の知識人の考えたわが国での貧民、労働者対策の政策としては興味ある文献である。

『現時之社会主義』は平民叢書第6巻として民友社から明治26年8月28日出版されたものであり、ウィリアム・グラハムの『新旧社会主義』、ジョン・レーの『現時の社会主義』によりながら深井英五が編集したものである。全体は7章から成り、(1)社会主義の種類(2)19世紀以前の社会主義(3)19世紀前半の社会主義(4)新社会主義の勃興(5)新ユートピア(6)実行的社会主義(7)社会主義の前途がその目次である。第3章ではサン・シモン、カーライル、フーリエ、ルイ・ブラン、ミルを紹介し、第4章では、「新社会主義は其根拠とする所の議論をカール・マルクスに負ひ、其運動の発起をフェルディナンド・ラサールに負ふ」とのべ、ラサールを中心とした独逸社会

党の歴史とマルクスの資本論の紹介をその中軸にすえている。この著書の特に注目すべき点はマルクスの思想形成過程と資本論の剰余価値説の丁寧な紹介である。

「新社会主義に科学的の基礎を与へたるものはマルクスの資本論也」として筆者は剰余価値説を紹介しているが、価値と価格、労働力と労働を区別できないでいる。しかし筆者が価格と記している箇所を価値と読みかえるならば、資本論の骨子をよく把握しているといえる論述である。「マルクス……曰く、交換は価格を生ぜず、価格は市場に於て創造せられず、されど価格を創造する所の驚く可き力を有する物品にして場市に売買さるものあり。此物品は人間の労働なり。此力を用ゐ、此力を消費するは即ち価格の創造なり……1日に6 シルリングの富を創造する労働は1日3 シルリングにして購売される。其差は即ち剰余価格也。是れ資本家が自ら生産することなくして其資本を増加し得る所以なり」と説明し、価格(値)とは何か、価格(値)と有用(使用価値)、価格(値)と労働、労働の尺度、価格(値)の尺度としての労働の時間、労働と価格(値)の関係、市価(価格)と価格(値)、単純なる労働と熟練なる労働、必須的労働と剰余労働、殖産の革命と資本家という順序で論述をすすめ、「新社会主義は労働者の窮乏を訴へて社会の憫助を乞はんとするに非ず、不正の要求を充たさんが為めに革命を促すに非ず。只多数人民の正当なる要求を充たさんが為めに、少数の不正なる要求を撤去す可しと主張するのみ。新社会主義が強烈なる熱力を有する所以の一原因此に在り」とのべている。価値と価格を区別しえなかったために、マルクスの思想を充分に理解しえていない限界はあるが、剰余価値説をまともに紹介した最初の文章であるといえる。しかし第5章では社会主義社会が実現した場合の問題として、第1に社会主義的生産が需要と供給の関係を完全に調節しうかどうかを問題視し、第2に富の分配が完全に平等になりうるか、第3に物価の変動が完全になくなるかなどを疑問視して「新社会主義の主張する公有制度は到底不可能の救済策」であると断定し、第6章では実現に到達しうる改良策として、社会主義的立法(富の累積の制限、相続権の制限)、労働者保護(労働時間の制限、工場条例、普及教育)、官業事業の拡張などをあげている。

以上見てきた『社会党瑣聞』『国家的社会論』『現時之社会主義』はいずれも社会主義を紹介しながらも、結局は社会主義に賛意を示すものではなく、社会政策を主張するものであった。ただ社会主義そのものの理解という点ではやはり民友社版の『現時之社会主義』が最もすぐれている。しかし社会主義社会を肯定するという姿勢では『日本評論』の一連の海外思潮欄の紹介記事の方がすぐれている。

この他にこの時期より少しおけているが単行本として出版されたものに、明治27年4月東京敬業社から出版された桜井吉松の『草茅危言日本之社会』(明治文化全集第15巻)と、明治27年5月東京博文館出版のウヰリヤム・グラハム著森山信規訳

『新旧社会主義』(上)(下)などがある。前者は社会主義をわが国の天皇の「下民を愛恤し玉へる」政治と同趣旨のもととして説明しようとする極端なものであるし、後者はグラハムの訳であるが、その用語ならびに社会主義理解の程度において『現時之社会主義』より数段劣っており、判読に苦しむ所が多い。明治30年代の社会主義者西川光二郎などは『現時之社会主義』を読んでではじめて社会主義を知ったといわれる。発行1年余後の明治27年11月にはすでに3版を出している『現時之社会主義』は、その内容上社会主義を積極的に肯定するものではなかったが、その思想紹介の正確さと発行部数の多さで、もっとも影響を与えた著作であったといえるであろう。(未完)

(今回で終る予定であったが、どうしても紙面の都合で、次回まで継続せざるをえない。次回は、日清戦争期の社会問題論、明治29年以降の『六合雑誌』『労働世界』『国民之友』を論じて稿を終えることにしたい。)

棚が動くから ==
書庫がすき間なく使えます。
収容量が3倍になります。

電動・手動の2種類 当社製の棚なら既設のものでも、このシステムに変えられます
 ● カタログのお申込みは本社広報課まで

スチール棚の
日本ファイリング
スタック・ランナー

大阪支店 〒542 大阪市南区内 豊崎 4-25
 TEL. (06) 277-3091
 東京支店 〒100 東京都千代田区丸の内 4-4-14
 TEL. (201) 777-1111 (内線)
 営業所・札幌 仙台 名古屋 京都 福岡
 特約店・全 国 各 地